

福岡県公報

令和 6 年 7 月 5 日
第 510 号

目 次

告 示 (第418号 - 第425号)

○自衛官の募集	(行財政支援課)	2
○公有水面埋立ての承認	(港 湾 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公 告		
○応急入院指定病院の指定について	(健康増進課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	(防災企画課)	6
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	(防災企画課)	6
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	(防災企画課)	7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行財政支援課)	8

○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	8
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	8
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部教養課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(子育て支援課)	10
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(中小企業振興課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保護・援護課)	10
○宅地建物取引業者の事務所の不確知	(建築指導課)	11
○国土調査の指定	(農山漁村振興課)	11

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	11
○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課)	13

公 安 委 員 会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)		14
○クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開 催	(警察本部生活保安課)	15
○福岡武道館の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部教養課)	15
○福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部教養課)	15
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部教養課)	18

正 誤

○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名 (名称) の変更 (令 和 6 年 6 月福岡県告示第389号) 中正誤		19
--	--	----

告 示

福岡県告示第418号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 募集種目

- (1) 一般曹候補生
- (2) 自衛官候補生

2 受付期間

- (1) 一般曹候補生
令和6年7月1日（月）から令和6年9月3日（火）まで
- (2) 自衛官候補生
令和6年7月1日（月）から令和6年9月3日（火）まで

3 応募資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 一般曹候補生

- ア 第1次試験（学科試験・適性検査（Web））
令和6年9月17日（火）～令和6年9月22日（日）（予定）
- イ 第2次試験（口述試験・身体検査）
令和6年10月23日（水）～令和6年10月27日（日）（予定）

(2) 自衛官候補生

- ア 学科試験・適性検査（Web）
令和6年9月17日（火）～令和6年9月22日（日）（予定）
- イ 口述試験・身体検査
令和6年9月29日（日）～令和6年10月3日（木）（予定）

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881～3）	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区名島3-24-2 （電話 092-672-3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942-38-1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第419号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを承認したので、同法第42条第3項において準用する同法第11条の規定により告示する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 埋立ての承認を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(1) 承認を受けた者

防衛省九州防衛局

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号福岡第二合同庁舎

(2) 代表者

防衛省九州防衛局長 江原 康雄

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号福岡第二合同庁舎

2 埋立区域

(1) 位置

築上郡築上町大字西八田1137番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③⑩の地点までを順次に結んだ線、③⑩の地点から③⑪の地点を結んだ令和4年の春分の日の満潮位（D. L. +3.68m）における公有水面と既設防砂堤との境界線、③⑪の地点から①の地点までを順次に結んだ令和4年の春分の日の満潮位（D. L. +3.68m）における公有水面と既設護岸との境界線により囲まれた区域。

①の地点 築上郡築上町大字宇留津の宇留津四等三角点（北緯33度40分10秒7118、東経131度03分17秒7110）から345度24分31秒225.17mの地点

②の地点 ①の地点から69度51分14秒、77.96メートルの地点

③の地点 ②の地点から339度51分14秒、2.22メートルの地点

④の地点 ③の地点から69度51分14秒、249.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から159度51分14秒、4.17メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から69度51分14秒、442.25メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から24度51分14秒、72.12メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から69度51分14秒、17.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から114度51分14秒、72.12メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から69度51分14秒、63.90メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から159度51分14秒、318.73メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から69度51分14秒、3.10メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から159度51分16秒、1.65メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から249度51分28秒、3.50メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から339度51分18秒、1.70メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から249度51分14秒、345.42メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から159度51分14秒、1.70メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から249度51分14秒、0.90メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から204度51分15秒、0.90メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から294度51分15秒、1.70メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から204度51分15秒、54.54メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から114度51分15秒、1.70メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から204度51分15秒、2.58メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から249度51分14秒、1.76メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から339度51分14秒、1.70メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から249度51分14秒、257.05メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から159度51分14秒、1.70メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から249度51分14秒、19.56メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から159度51分14秒、1.53メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から249度51分14秒、72.81メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から337度34分37秒、1.68メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から70度09分00秒 0.32メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から27度36分05秒、4.31メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から342度12分25秒、0.24メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から24度42分21秒、182.82メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から69度51分09秒、278.41メートルの地点

- ㉟の地点 ㉞の地点から159度51分10秒、0.50メートルの地点
- ㊱の地点 ㊲の地点から69度51分09秒、23.09メートルの地点
- ㊳の地点 ㊴の地点から339度52分52秒、138.13メートルの地点
- ㊵の地点 ㊶の地点から250度09分01秒、26.01メートルの地点
- ㊷の地点 ㊸の地点から160度09分03秒、0.48メートルの地点
- ㊹の地点 ㊺の地点から249度51分13秒、586.93メートルの地点
- ㊻の地点 ㊼の地点から317度38分03秒、20.57メートルの地点
- ㊽の地点 ㊾の地点から318度32分32秒、55.03メートルの地点

(3) 面積

205,244.42平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

築上郡築上町大字西八田1137番地の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からRの地点までを順次に結んだ線及びRの地点とAの地点を結んだ線に囲まれた区域。

- Aの地点 基準点から344度03分04秒、2324.66メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から339度51分14秒、326.65メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から339度51分14秒、300.00メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から159度51分14秒、286.00メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から159度51分14秒、286.00メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から159度51分14秒、286.00メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から159度51分14秒、286.00メートルの地点

- Nの地点 Mの地点から249度51分14秒、292.00メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から249度51分14秒、292.00メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から249度51分14秒、292.00メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から249度51分14秒、292.00メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から262度34分51秒、371.14メートルの地点

(3) 面積

1,872,325.32平方メートル

4 埋立地の用途

防衛施設用地

5 承認の年月日

令和 6 年 5 月 31 日

福岡県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 7 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若宮1丁目-1	福岡市東区若宮一丁目及び八田三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において

準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
若宮1丁目-1	福岡市東区若宮一丁目及び八田三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第422号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若宮1丁目-1	福岡市東区若宮一丁目及び八田三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第423号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
若宮1丁目-1	福岡市東区若宮一丁目及び八田三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	中宮田線	前	直方市大字植木1182番10先から直方市大字植木1163番10先まで	7.0 ～ 10.7	190.0
			後	直方市大字植木1429番1先から直方市大字植木1182番8先まで	7.0 ～ 16.3	

福岡県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年7月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	中間線 宮田線	直方市大字植木1429番1先から 直方市大字植木1182番8先まで

公 告**公告**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を指定したので公示する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	指定期間
行橋厚生病院	行橋市大野井640	令和6年6月21日 ～令和8年3月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町356番1及び359番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町田富四丁目16番10号
世利 秀剛

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

平成28年熊本地震による災害（平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）第1条に規定する平成二十八年熊本地震による災害をいう。）（平成28年6月28日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）平成28年6月28日から令和6年6月27日までの間

（変更後）平成28年6月28日から令和8年6月27日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和6年6月17日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

平成30年7月豪雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）（平成30年7月12日指定）

- 2 変更の内容
指定の有効期間
(変更前)平成30年7月12日から令和6年7月11日までの間
(変更後)平成30年7月12日から令和8年7月11日までの間
- 3 指定の内容を変更した日
令和6年6月17日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更の対象となる災害
令和2年7月豪雨による災害（令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）第1条に規定する令和二年七月豪雨による災害をいう。）（令和2年7月30日指定）
- 2 変更の内容
指定の有効期間
(変更前)令和2年7月30日から令和6年7月29日までの間
(変更後)令和2年7月30日から令和8年7月29日までの間
- 3 指定の内容を変更した日
令和6年6月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称
福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社アイシーエス
 - (2) 住所
岩手県盛岡市松尾町17番10号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
1,171,830,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和6年4月12日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市平等寺字中ノ坪484番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市くりえいと三丁目4番21-302号

安部 和秀

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により宇美町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

宇美須恵都市計画特定用途制限地域の決定（令和6年5月31日宇美町告示第66号）

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県住民基本台帳法施行細則（平成14年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課に備え置きます。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の制定による生活保護法の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和6年7月5日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和6年6月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社アルバ	北九州市小倉北区東篠崎3-4-13B-1	坂根 忠博	令和3年6月15日 福岡県知事許可（特-3） 第107637号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和6年7月9日から令和6年7月25日までの17日間

4 処分の原因となった事実

株式会社アルバは、令和5年度に北九州市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む株式会社Zen内装及び杉山創建と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結した。

また、株式会社アルバは、同工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反し、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。

以上のことは、建設業法第28条第1項第2号及び第6号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和6年6月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社Zen内装	福岡市博多区那珂5-3-7-204	西川 善次郎	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和6年7月9日から令和6年7月11日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社Zen内装は、令和5年度に北九州市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を株式会社アルバと締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一

部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和6年6月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
杉山創建	北九州市小倉南区八重洲町3-14	杉山 陵太	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和6年7月9日から令和6年7月11日までの3日間

4 処分の原因となった事実

杉山創建は、令和5年度に北九州市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を株式会社アルバと締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡武道館の利用料金に関する規則（令和6年福岡

県規則第37号)の制定を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように公示します。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見公募手続を実施しなかった理由

福岡武道館条例の一部を改正する条例(令和6年福岡県条例第28号)が令和6年3月26日に公布されたことに伴い、福岡武道館における附属設備等利用料金等を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布の日

令和6年7月5日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部警務部教養課に備え置きます。

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母体保護法施行細則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

母体保護法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第63号)の制定に伴い、当然必要とされる様式の整備等を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和6年7月5日

公告

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年7月5日から令和6年8月5日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県商工部中小企業振興課に備え置きます。

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則(昭和52年福岡県規則第48号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)の制定による生活保護法の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整備を行うほか、様式の軽微な変更を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和6年7月5日

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(5) 第14489号	株式会社ラスト 代表取締役 荒川 久俊	福岡市西区姪の浜4-22-10

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により次のように国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。

令和6年7月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定の年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
令和6年6月26日	田川郡添田町	大字庄の一部	令和6年6月26日から 令和7年3月31日まで
令和6年6月26日	田川郡糸田町	真岡、宮谷、西部の各一部	令和6年6月26日から 令和7年3月31日まで
令和6年6月26日	田川郡福智町	上野、金田の各一部	令和6年6月26日から 令和7年3月31日まで

監査委員

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果（令和6年3月26日5監総第936号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、

次のとおり公表する。

令和6年7月5日

福岡県監査委員	塩川 正一
同	世利 洋介
同	森 行一
同	原 中誠志

6行経第999号
令和6年6月7日

福岡県監査委員 塩川正一様
同 同 利洋介様
同 同 森行一様
同 同 大島道人様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	<p>庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過小となっていた。</p>	<p>本来徴収すべき庁舎等維持負担金について再計算し、既徴収額との差額を各入居団体から徴収した。</p> <p>所属長は、関係職員に対して、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気供給契約に係る通知及びひ契約書の写しを常用ファイルとして別途保管し、通知や契約内容の変更の際、庁舎等維持負担金の算定に影響がないか必ず確認する。 内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、随時これを確認して事務処理をする。

福岡県監査委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	原中誠志

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

山口 真彦 福岡県福岡市城南区別府五丁目3番20 サンメゾン別府五丁目601号

佐藤 陽平 福岡県北九州市小倉北区金田一丁目1番5-608号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年7月5日から令和7年3月31日まで

公安委員会**福岡県公安委員会告示第153号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年7月5日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年8月29日（木）午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第154号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催する

ので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年7月5日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和6年8月8日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎七丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
令和6年8月21日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第155号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操

作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和6年7月5日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年9月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和6年9月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年9月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第156号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和6年7月5日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年8月25日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
(2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
(3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること

- 。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会規則第5号

福岡武道館の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年7月5日

福岡県公安委員会

福岡武道館の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡武道館の組織に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第9条」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附 則

この規則は、福岡武道館条例の一部を改正する条例（令和6年福岡県条例第28号）の施行の日から施行する。

福岡県公安委員会規則第6号

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年7月5日

福岡県公安委員会

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則

福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第9条」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(休館日)

第2条 武道館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週火曜日（火曜日が祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日をいう。）の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ福岡武道館長（以下「館長」という。）の承認を受けて、武道館の休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(開館時間)

第3条 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ館長の承認を受けて、武道館の開館時間を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、武道館の開館時間を変更することができる。

第4条から第8条までを削る。

第9条第1項中「館長」の次に「及び指定管理者」を加え、「聴取するよう努めなければならない」を「聴取するものとする」に改め、同条第2項中「前項の目的を達するため」を「前項の規定による意見の聴取に関し」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

(申請書及び添付書類)

第5条 条例第5条第1項の公安委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第5条第1項第2号の公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 団体の事業及び活動内容に関する書類

(2) 団体の財務状況に関する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類

(管理及び利用の手続)

第6条 武道館の管理及び利用の手続については、条例及びこの規則で定めるもののほか、指定管理者が公安委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

第10条を第7条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

様式第1号から様式第4号までを削り、附則の次に次の様式を加える。

別記様式(第5条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地
団体名称
代表者氏名

福岡武道館条例第5条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、福岡武道館条例の一部を改正する条例（令和6年福岡県条例第28号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の福岡武道館の利用、指定管理者の指定等に関する規則第5条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

福岡県公安委員会告示第157号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡武道館の管理、運営に関する規則（昭和54年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和6年7月5日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡武道館条例の一部を改正する条例（令和6年福岡県条例第28号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

令和6年7月5日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部教養課に備え置く。

正 誤

発 行 年月日	公 報 番 号	種 類	同 左 番 号	ペー ジ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
6. 6.21	506	告 示	389	9		○		表中	山内 宥奈（からだ元気治療 院飯塚・桂川店） 飯塚市立岩1431 - 1	山内 宥奈（からだ元気治療 院飯塚店） 飯塚市立岩1431 - 1